

宇宙開発利用部会における 推進小委員会の設置について(案)

平成 24 年 7 月 19 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会

1. 設置の趣旨

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 宇宙開発利用部会は、文部科学省における宇宙の開発および利用(以下、「宇宙開発利用」という。)に関する重要事項の調査審議を行うよう科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会から付託されている。

文部科学省における宇宙開発利用に関する研究は、宇宙基本計画に則して行われるが、文部科学省が担当する宇宙科学、宇宙探査、有人宇宙活動等の個別分野については、文部科学省として、研究計画の作成、推進及び評価を行う必要がある。また、文部科学省として、科学技術の総合的振興や学術の振興の観点から、宇宙基本計画に提案すべき事項等を検討することも必要となる。

このため、文部科学省における宇宙開発利用に関する研究計画を調査検討する場として、宇宙開発利用部会の下に推進小委員会を設置する。

2. 検討事項

推進小委員会で検討する事項は、以下とする。具体的な調査検

討事項は、適宜、宇宙開発利用部会が個別に決定し、推進小委員会に付託する。

- (1) 宇宙基本計画で示される重要課題に対応する文部科学省における宇宙開発利用に関する研究計画
- (2) 文部科学省として宇宙基本計画に提案すべき事項等
- (3) 文部科学省において推進される宇宙開発利用に関する重要なプロジェクトの評価
- (4) その他、文部科学省において推進される宇宙開発利用に関する事項

3. 調査検討の進め方

- (1) 文部科学省において推進される宇宙開発利用に関する重要なプロジェクトの評価に際しては、宇宙開発利用部会が別途定める評価指針に従って、調査検討を行うものとする。
- (2) 宇宙開発利用部会運営規則(平成 24 年 7 月 19 日 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会決定)の第 2 条第 12 項に基づき、推進小委員会は、調査検討の経過および結果を宇宙開発利用部会に報告し、議決を受けるものとする。

4. その他

推進小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令および宇宙開発利用部会運営規則によるものとする。